

三朝温泉活用健康プロジェクトに係る補助業務仕様書

- 1 業務の名称
三朝温泉活用健康プロジェクトに係る補助業務（以下、「本業務」という。）
- 2 業務の概要
三朝町（以下、「本町」という。）が実施する三朝温泉活用健康プロジェクトにおける取組（以下、「本事業」という。）の企画・補助等を行う。
- 3 委託期間
契約締結日から令和8年3月31日までとする。
- 4 前提条件
本業務は、内閣府及びデジタル庁が実施する新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型 TYPE V）を活用するものであり、本仕様書で定めのないことについて、先の補助金の対象外経費としてあげられるものは当然に対象外経費となる。（参考）
新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型 TYPE1/V）の交付対象事業の決定について
https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shinchihoukouhukin/digital/pdf/01_r6kouhyoushiryou.pdf
- 5 業務内容
 - (1) 事業の全体設計及び企画立案の支援
 - (2) 調達行為等における技術的助言
 - (3) 事務局業務
 - (4) プロジェクトマネジメント
 - (5) 実績報告の支援
- 6 業務執行上の留意点
 - (1) 本業務の遂行に当たっては、この仕様書のほか、別に定める「三朝温泉活用健康プロジェクトに係る補助業務内容」に従うこと。
 - (2) 本業務の遂行にあたり第三者に損害を与えた場合は、本町の責めに帰すべき理由により生じたものを除き、受託者が当該損害額を負担すること。
- 7 権利義務の譲渡等の禁止
受託者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ本町から文書による承認を得た場合は、この限りではない。
- 8 秘密の保持
 - (1) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は本町の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
 - (2) 受託者は、業務従事者および第 10 項の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、前号の規定を遵守させなければならない。

(3) 本町は、受託者が前2号の規定に違反し、本町又は第三者に損害を与えた場合は、受託者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

9 個人情報の保護

(1) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱業務委託契約特記事項」(以下、「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

10 再委託の禁止

受託者は、本町の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

11 調査等

本町は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、委託者に対して報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

12 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。

13 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、本町と受託者が協議して定めるものとする。

三朝温泉活用健康プロジェクトに係る補助業務内容

1 三朝温泉活用健康プロジェクトの概要

(1) 経過

本町では、三朝温泉を町民の健康増進と福祉向上を目指して活用していくため、令和3年度から温泉を活用した健康まちづくり事業に取り組んでいる。このうち、事業の方向性において、「温泉と健康づくりを連携させる」ことを掲げ、三朝温泉の効果を最大限に活用し、運動やスポーツの実施を通じて町民の健康増進や介護予防を推進する取組を実施することとしている。

令和7年度において、本町の温泉資源を活かし、住民等の運動・食事管理への意識啓発及び意欲向上に向け、内閣府及びデジタル庁が実施する新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型 TYPE V）を活用した三朝温泉活用健康プロジェクト（以下、「本事業」という。）を実施する。

本事業は三朝温泉の湯治の効用を活用した健康まちづくり及び誘客を推進することを目的として、デジタル技術を活用した健康プログラム開発等を実施する。本プログラムにより地域の健康増進、地域経済活性化等、地域住民が暮らしやすいまちづくりを実現する。

(2) 実施体制

本町では、本事業を進めるにあたり、本町の企画健康課、福祉課、観光交流課、社会教育課等の庁内担当課が連携し、さらに健康プログラムの開発等にあたって外部関係団体を巻き込み事業を進める予定である。

本業務は、本事業の全体設計や進捗管理、仕様検討等、本事業の推進にあたり事務局として本町を支援することを業務内容とする。なお、業務分担としては、別紙1に示す通りとする。

2 委託業務の内容

(1) 事業の全体設計及び企画立案の支援

本事業の推進に当たって、全体設計及び企画立案における支援を行うこと。全体設計及び企画立案にあたっては、本町が前記1（1）記載の交付金を申請した際の国に対する申請書の内容を遵守することとし、当該書類については契約締結後に受託者に貸与する。

(2) 調達行為等における技術的助言

本事業ではデジタル技術を活用した健康プログラムの開発等において、複数の契約行為や外部関係団体との連携等を予定している。本事業の趣旨を勘案し、本町がそれぞれの契約行為の仕様検討や、外部関係団体との連携を図るにあたり、技術的助言や外部関係団体の候補等における助言を行うこと。

(3) 事務局業務

本事業の円滑な推進のため、本事業の事務局を担うこと。

- ① 関係者及び各事業者等間の連絡・調整
- ② 定期的な打ち合わせの調整・設定
- ③ 打ち合わせの議事録作成

(4) プロジェクトマネジメント

上記の通り、本事業は複数の契約行為や外部関係団体との連携により推進することを予定していることから、受託者は各事業者等間と密に連絡をとり、WBS（Work Breakdown Structure）等のプロジェクト管理ツールを用いながら、事業の進捗管理を行うこと。

なお、事業の進捗に遅滞の恐れがあるなど予定変更の可能性がある場合は、速やかに本町と協議し、対応方針を決定すること。

(5) 実績報告の支援

本事業は国費の活用により実施する事業であることから、本町が国に対し事業の報告を行う際又は国から特に事業の進捗等の報告を求められた際に、実績報告等の作成にあたり必要な情報等を各事業者等から収集するなど、町の報告業務の支援を実施すること。

業務分担

(1) 事業の全体設計及び企画立案の支援

内容	町	受託者
本事業の骨子作成	○	
本事業の全体設計・企画立案の補助		○

(2) 調達行為等における技術的助言

内容	町	受託者
仕様検討	○	
仕様検討への技術的助言		○

(3) 事務局業務

内容	町	受託者
事務局全体統括	○	
関係者及び各事業者との打ち合わせ設定		○
関係者及び各事業者との連絡		○
本町への報告に係る打ち合わせ設定		○
議事録作成		○

(4) プロジェクトマネジメント

内容	町	受託者
全体の事業の進行管理統括	○	
全体の事業の進行管理補助		○
各業務の進捗管理		○

(5) 実績報告の支援

内容	町	受託者
国への実績報告	○	
実績報告に必要な情報等の集約		○

別記1

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1条 受注者は、三朝町ふるさと納税中間管理業務（以下「本業務」という。）を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2条 受注者は、本業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、本業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、本業務に係る契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3条 受注者は、本業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4条 受注者は、本業務を処理するため町から提供された個人情報が記録された資料等を、町の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5条 受注者は、本業務を処理するため町から提供された個人情報が記録された資料等を、町の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6条 受注者は、本業務を処理するため町から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7条 受注者は、本業務を処理するため町から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに町に返還するものとする。ただし、町が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8条 受注者は、本業務を処理するため、町から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、町に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9条 町は、受注者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。